

募集要項等に対する質問回答書

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目 1	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	2	5	(1)		土地：賃貸借契約	「建物所有を目的としない」とあるが、運動場その他敷地内での建築物・工作物の新築は出来ないという事か？	建築物及び工作物の新築はできませんが、契約終了時に、伐根も含めて原状回復ができるのであれば植栽については可とします。 ただし、樹木の種別、植栽の量については町と協議してください。
2	募集要項	3	5	(8)		損害賠償責任保険	利活用事業者が損害賠償責任保険に加入することは理解できるが、体育館・運動場の施設外からの利用者や避難使用時の避難者にもその保険を適用させるのか？	損害賠償責任保険の適用について、体育館・運動場の施設外からの利用者や避難使用時の避難への適用は以下のとおりです。 ①利活用事業利用・・・事業者の保険 ②避難所利用・・・町の保険 ③町民団体使用・・・事業者の保険
3	募集要項	4	5	(9)		借家人賠償責任保険	自ら加入する保険とは、募集要項3頁5(8)で示す損害賠償責任保険のことか？また、保険に関しては、一覧表にて種類・契約者・内容・被保険者・適用範囲等をお示しいただきたい。	違います。 参考資料3で示す町が加入する共済の内容を確認し、事業者の責任と費用負担により借家人賠償責任保険には必ず加入してください。 共済の詳細については、一般財団法人全国自治協会「災害共済事業のご案内」 http://www.zzjk.jp/kyousai1.html をご確認ください。 また、借家人賠償責任保険とは別に提案される事業で必要な保険に事業者の責任と費用負担により加入してください。 加入いただく借家人賠償責任保険の条件は以下のとおりです。 保険の対象：事業条件書に定める建物 保険契約者：事業者 被保険者：事業者 限度額：事業者提案とする

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目 1	項目名	質問事項	回答
4	募集要項	5	6	(1)	コ	利活用上の条件	募集要項の参加要件で示す「宗教活動」について、施設利用者が宗教に関わる一時的なイベントとして施設内を利用することは可能ですか。	事業者が宗教法人法第3条1号に定める建物および工作物としての利活用は不可とします。 ただし、施設内の一部を宗教活動専用の部屋として、恒常的に使用するものでなければ、利活用は可とします。
5	募集要項	5	6	(4)		運営に関する事項	施設の開放を行う場合は、町と協議の上、事業者自らが開放に関する管理運営を行ってください。とは⇒具体的な協議の仕方をご教示いただきたい。協議で決定になるのか？町民団体の方々の関与は？	事業者と町との協議については、以下を想定しています。 ①開放が可能な事業か。 ②事業者として開放に協力可能か。 ③有償 or 無償 → ①②は事業提案時、③は町との協議（複数回の打ち合わせ）で決定します。町民団体は、関与しません。 ④上記決定後、町民団体に利用意向を確認し、事業者が直接町民団体へ貸し出す流れになります。
6	募集要項	11	10	(7)		プレゼンテーション実施方法	プレゼン資料は、個別ペーパー資料のみの口頭プレゼンではいけないのでしょうか？弊社の利活用は寄宿舍ですので、主として収益事業をするわけではありません。 よって、見栄えの良いパースなどが有るわけではないので、投影して説明する内容もほぼ無いところです。	プレゼンテーションの方法については、実施方法の記載のとおり投影することを必須とするものではありません。 投影の有無については事業者の判断によります。